

協働・共生分野

5 市民と協働して自立したまちをつくる

1 市民と共に協働・共生のまちをつくる

- | | | |
|---|----------------|-----|
| 1 | 市民との協働によるまちづくり | 128 |
| 2 | 人権の尊重 | 130 |
| 3 | 男女共同参画社会の確立 | 132 |
| 4 | 国際交流・国内交流の推進 | 134 |

5-1-1

市民との協働によるまちづくり

施策の目指す姿

- ① 環境や体制が整い、多くの市民が活発に活動し、積極的にまちづくりに参加しています。
- ② 子どもから高齢者まで多くの市民が積極的にコミュニティ活動に参加し、住みよい地域づくりに取り組んでいます。
- ③ 行政情報が適切に公表、提供され、市民の市政への関心が高まり、市民が主体的に市政への意見や提案を行っています。
- ④ 行政情報が適切に保護、管理され、市民が安心して行政サービスを利用しています。

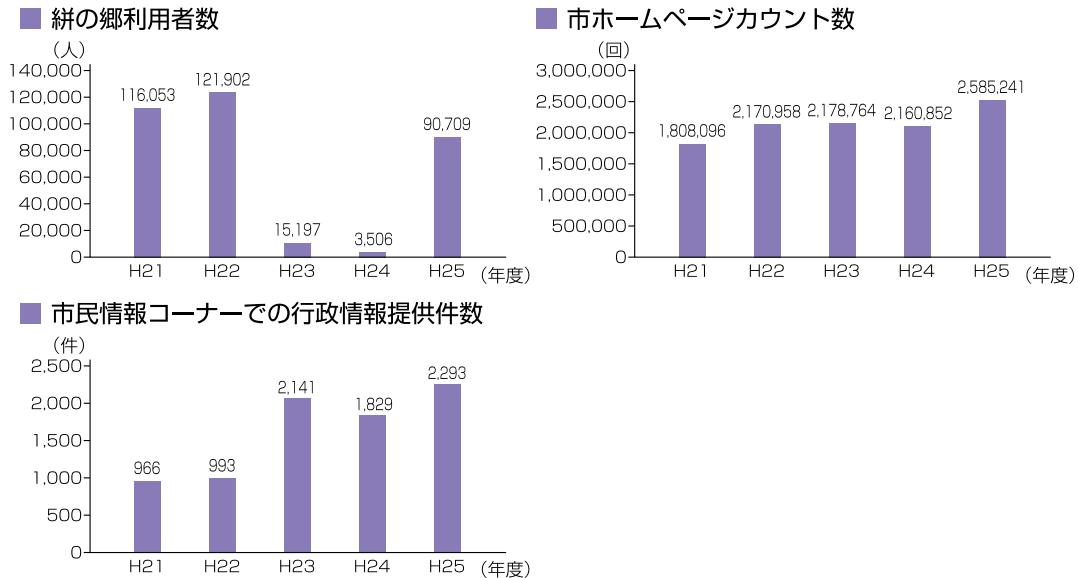
現状と課題

- ① 地域の課題や市民ニーズの多様化により、従来の行政サービスだけでは充分に対応できない課題が発生しています。市民が持つ意見やアイデアをまちづくりに生かすことができる、市民との協働まちづくりの仕組みや体制づくりを進めていく必要があります。
- ② 地域の連帯意識が希薄になっている中、東日本大震災を契機に地域を基盤とした人と人とのつながりの大切さが、改めて認識されています。多くの市民が地域コミュニティ活動に参加し協力して、地域の課題は地域で解決できるコミュニティの環境づくりが必要です。
- ③ インターネットの普及や情報機器の進化により、行政情報を得たり、意見や提案をする市民がますます増加することが想定されます。ソーシャルメディアを活用した市ホームページなどの充実を図り、情報の公開、提供の推進と広聴機会の充実に努める必要があります。
- ④ 個人情報の漏えい事件などが社会問題化し、情報管理に対する関心が高まっている中、個人情報の慎重かつ適正な取扱いが求められています。個人情報の適切な管理とともに、情報セキュリティ機能の向上を図る必要があります。

※ソーシャルメディア

インターネット上でユーザー同士が、情報を発信しながら、相互にコミュニケーションをとることができる情報伝達手段の1つ。フェイスブック、ツイッター、動画共有サイト、ブログなどがある。

関連データ



市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「市民との協働によるまちづくり」について「満足」または「どちらか」というと満足」と回答した市民の割合

47.1%

施策の基本方針

- ① 市民が参画できる体制づくりや市民活動団体への支援、連携により、市民と行政による協働まちづくりを推進します。
- ② 地域のコミュニティ活動を支援するとともに活動環境の充実を図り、市民主体のコミュニティ活動を活性化させます。
- ③ 行政情報を分かりやすく速やかに提供し、市民と行政との情報の共有に努めるとともに、市民との意見交換の機会を充実します。
- ④ 行政情報の適切な管理により、信頼性の高い市政運営を実現します。

施策の展開

① 協働まちづくりの推進

- 市民活動の活性化への支援
 - 市民との協働による事業の推進
 - 市民活動団体相互の交流促進
 - 市民活動団体への情報発信
 - 緋の郷など市民活動施設の充実
- 政策形成過程への市民参加の推進
 - パブリックコメントの実施
 - 審議会・協議会・委員会への参加促進

② 地域コミュニティの充実

- 地域コミュニティ活動への支援
 - 町内会など地域組織の活動への支援
 - 町内会などとの連携体制づくりの推進
 - 町内会議所施設の充実への支援



③ 行政情報の共有と市民ニーズの把握

- 行政情報の共有
 - 分かりやすい行政情報の提供
 - 市の広報紙、テレビ、ラジオなどの活用
 - ソーシャルメディアの活用による市ホームページなどの充実
 - 情報公開制度の適切な運用
 - 市民情報コーナーの充実
- 市民ニーズの把握
 - 市民説明会、懇談会、懇話会などの市民との意見交換の実施
 - メール、手紙、投書箱による市民の声の聴取
 - 市民意識調査、各種アンケートの実施

④ 行政情報の適切な管理

- 公文書の適切な管理
 - ファイリングシステムの適正な運用
- 個人情報の適切な管理
- 情報セキュリティシステム機能の向上
- 職員研修の充実

関連計画

ICT推進基本計画(平成27年度～平成31年度)

まちづくりの指標(成果指標)

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
緋の郷利用者数	90,709人	120,000人	1年間に緋の郷を利用した人数
市ホームページカウント数	2,585,241回	2,600,000回	1年間に市ホームページに訪問した回数
市民情報コーナーでの行政情報提供件数	2,293件	2,500件	市民情報コーナーで市民に提供された行政情報の件数

5-1-2

人権の尊重

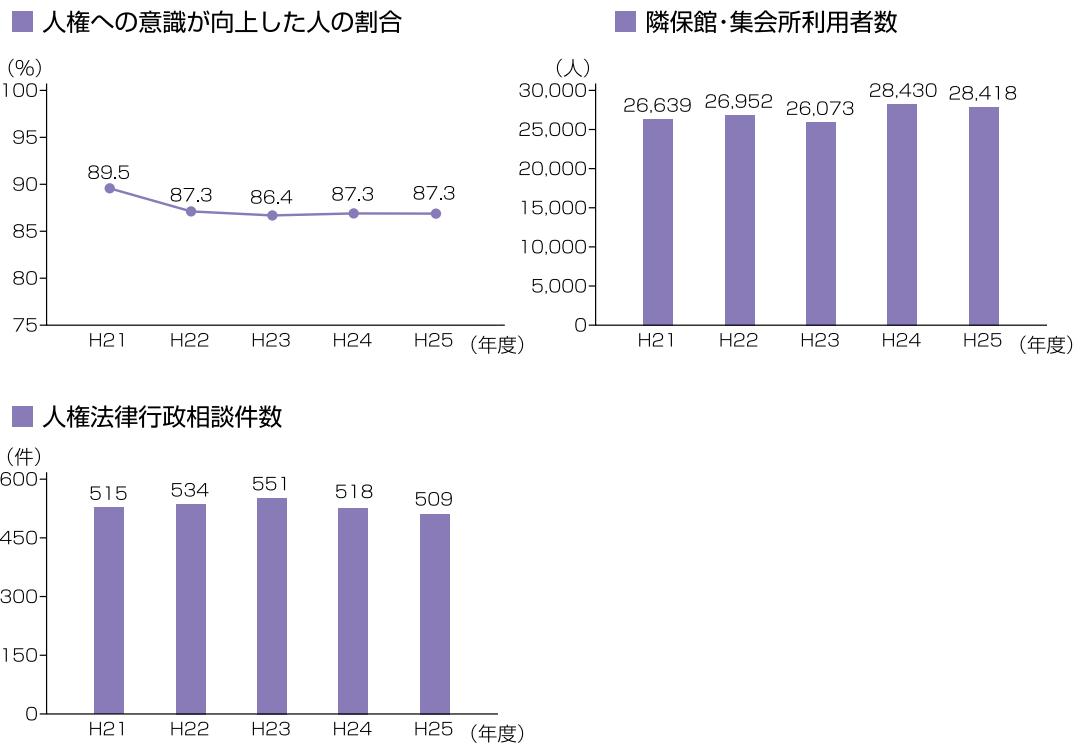
施策の目指す姿

- ① あらゆる教育、啓発、研修などの場を通じて、市民の多くが人権を習慣、文化として日常生活に定着させ、人権を尊重しています。
- ② 人権法律行政相談により、市民の悩みごとや困りごとなどが解消されています。

現状と課題

- ① 女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などのこれまで取り組んできた人権問題のほか、児童への虐待やインターネット上の書き込みによる人権侵害など、社会情勢の変化に伴う新たな課題が生じています。人権が尊重される社会の実現を目指し、市民の人権意識の高揚を図る取り組みが必要とされています。
- ② 人権法律行政相談では、人権擁護委員、弁護士、行政相談委員が市民の悩みごと、困りごと、法的トラブルなどの相談を受け、解決へのきっかけとなるアドバイスを行っています。様々な相談に対応した制度の充実が求められています。

関連データ



市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「人権の尊重」について「満足」または「どちらか」というと満足と回答した市民の割合

33.2%

施策の基本方針

- ① 人権啓発活動を総合的に推進することにより、人権が尊重される地域社会の実現を目指します。
- ② 人権法律行政相談の充実により、市民の悩みごと、困りごと、トラブルなどの解消に努めます。

施策の展開

- ① 人権啓発活動の総合的推進
 - 基本人権に関わる講演会、研修会、学習会の開催
 - 教職員の指導力の向上と子どもたちの豊かな心の育成
 - 隣保館・集会所活動の充実
- ② 人権法律行政相談の充実
 - 人権擁護委員、弁護士、行政相談委員との協力・連携
 - 市の広報紙、市ホームページなどによる市民への周知
 - 相談体制の充実



関連計画

第2次人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画(平成27年度～平成36年度)

まちづくりの指標(成果指標)

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
人権への意識が向上した人の割合	87.3%	100%	地区別人権学習会の際に実施したアンケート調査で「受講後に人権意識が向上した」と回答した人の割合
隣保館・集会所利用者数	28,418人	30,000人	隣保館・集会所でのクラブ活動、教室、講演会、学習会などを利用した人数
人権法律行政相談件数	509件	600件	本庁、各支所で開設した人権法律行政相談で相談を受けた件数

5-1-3

男女共同参画社会の確立

施策の目指す姿

- ① 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが尊重され、生き生きとした生活を送っています。
- ② 様々な分野への男女共同参画が促進され、性別に関わりなく自分の持っている力を發揮しています。
- ③ 配偶者暴力被害などの相談・支援体制や環境が整備され、市民が安心して自立した生活をしています。

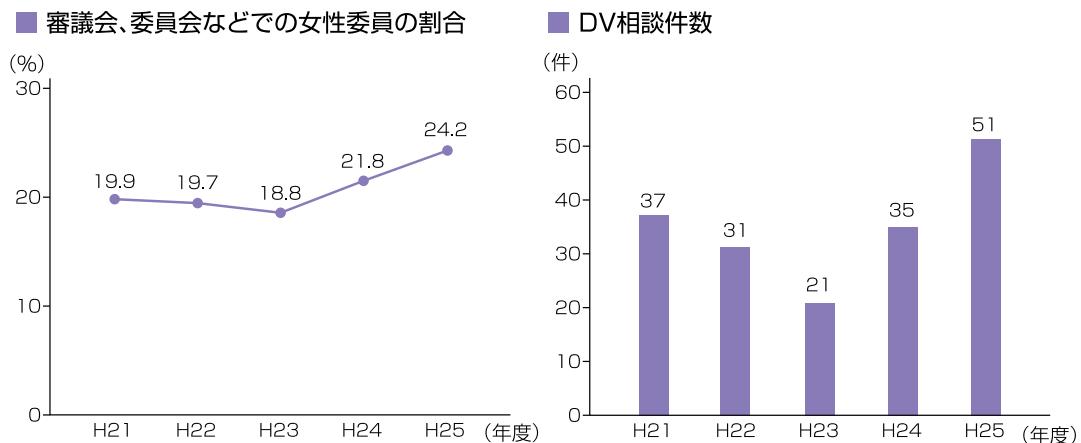
現状と課題

- ① 社会や家庭で「男性は仕事、女性は家庭を中心にはすべき」という固定的な性別による役割分担意識は減少していますが、子育てや介護などでは、いまだに女性の負担が大きい現状があります。男女がお互いを尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向け、一人ひとりの意識づくりが大切です。
- ② 社会経済情勢の急速な変化に対応していくためには、男女が対等な社会の構成員として政策や方針決定の場に共に参画し、多様な意見や考えが反映されることが重要です。様々な分野への女性の参画は広がっていますが、不十分な状況であり、今後、女性人材の積極的な活用を進め、男女共同参画を推進していくことが重要な課題となっています。
- ③ 配偶者などからの暴力が社会問題化し、本市でもDVについての相談件数は増加しつつあります。暴力防止のための啓発事業の実施や相談体制の整備に努めるとともに、各関係機関と連携を緊密にして、被害者の自立支援に向けた継続的な支援を行うことが必要とされています。

※DV

Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス)の略で、配偶者や恋人など身近な異性から受ける暴力。身体的、精神的、経済的、性的な暴力がある。

関連データ



市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「男女共同参画社会の確立」について「満足」または「どちらか」というと満足」と回答した市民の割合

28.6%

施策の基本方針

- ① 家庭、地域、学校での男女平等と男女共同参画の意識づくりを推進します。
- ② 男女があらゆる分野へ参画する機会が確保された社会の確立を目指します。
- ③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指します。

施策の展開

- ① 男女平等、男女共同参画の意識づくり
 - 男女平等教育の推進
 - 講演会などの開催による意識啓発
- ② 男女共同参画社会の推進
 - 市の審議会などへの女性委員の登用の推進
 - ワーク・ライフ・バランス^{*}の啓発
 - 地域活動などで男女共同参画の促進と支援
 - 自立のための子育て、介護などの相談体制の充実
- ③ 配偶者暴力被害者などに対する支援
 - D V被害などの相談・支援体制の整備
 - 配偶者暴力防止のための啓発

※男女共同参画社会

男性と女性が固定的な性別意識にとらわれず、対等な一員として参加することができる社会。

※ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活を共存させながら、誰もが仕事や家庭生活などの様々な活動について、自らが希望するバランスで多様な生き方が選択できること。



関連計画

第2次男女共同参画計画(平成27年度～平成31年度)

第2次人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画(平成27年度～平成36年度)

まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
審議会、委員会などでの女性委員の割合	24.2%	30.0%	市民参加条例に定めた審議会、協議会、委員会に委員として参画した女性の割合
女性人材データバンク登録者数	10人	20人	市の政策、方針決定の場への参画、社会のあらゆる分野への女性登用を推進するため、伊勢崎市女性人材データバンクに登録された人数

5-1-4

国際交流・国内交流の推進

施策の目指す姿

- ① 日本人住民との相互理解が進み、地域活動や市民行事などに多くの外国人住民が参加しています。
- ② 国際交流活動を通じて、国際感覚豊かな市民が増えています。
- ③ 都市間の連携と交流が進み、本市の魅力や活動が向上し、市民が主体的に交流活動を行っています。

現状と課題

- ① 本市の外国人住民は平成25年5月末以降1万人を下回っているものの、定住化の傾向は続いている。外国人住民が地域社会の一員として安心して生活し、主体的に活動に参画できる仕組みづくりとともに、市民の多文化共生への理解を深める必要があります。
- ② 国際化の進展により、外国の文化に触れる機会はますます増大しています。外国人住民との交流や国際姉妹都市・友好都市との交流などにより、国際的な視野を育んだ市民を養成することが求められています。
- ③ 様々な課題の解決に向けては、本市だけでなく隣接する都市や課題を共有する都市などとの連携による対応が重要となります。また、都市の魅力の向上や活性化のため、市民が主体となった交流活動を支援していくことが求められています。

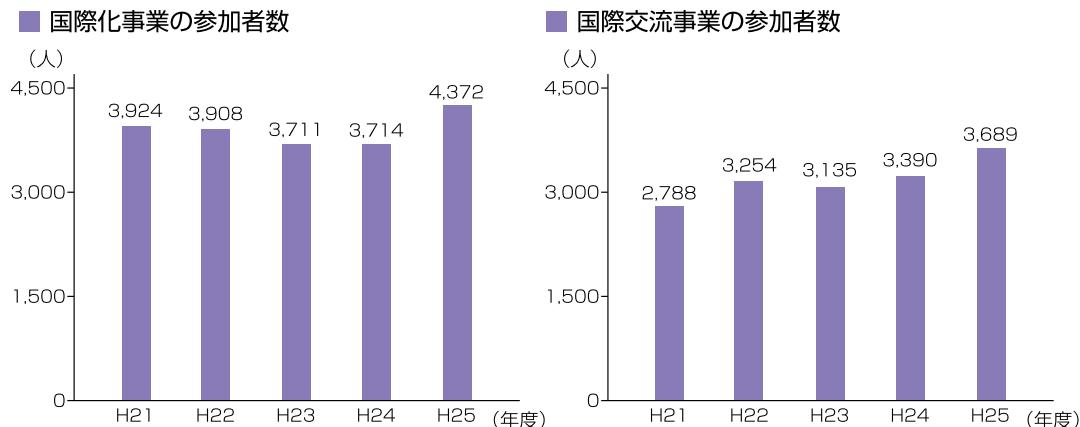
※多文化共生

様々な文化や個性を持った人々が、互いの違いの大切さを認め、対等な関係を築きながら、共に生きていくこと。

※国際姉妹都市・友好都市

姉妹都市：アメリカ合衆国ミズーリ州スプリングフィールド市
友好都市：中華人民共和国安徽省馬鞍山市

関連データ



市民の実感 (H26市民意識調査)

本施策「国際交流・国内交流の推進」について「満足」または「どちらか」というと満足」と回答した市民の割合

30.4%

施策の基本方針

- ① 文化、習慣、価値観の違いを理解し、共に地域を支え合う多文化共生社会の実現を図ります。
- ② 国際姉妹都市・友好都市をはじめとする国際交流を推進し、市民の国際性と相互理解の向上を図ります。
- ③ 都市間相互の結び付きを強め、交流や連携を推進して、都市の魅力を高めるとともに、市民相互の多彩な交流により地域力の向上を図ります。

施策の展開

- ① 多文化共生社会の形成
 - 地域社会での相互理解の推進
 - 外国人住民が地域づくりに参加できる仕組みづくり
 - 地域の情報やサービスの多言語化の推進
 - 日本人住民、外国人住民が共に言語、文化、習慣を学ぶ機会の充実
- ② 国際交流の推進
 - 国際姉妹都市・友好都市との市民交流の充実
 - 国際交流イベントなどの開催
 - 中学生の海外語学研修、交流活動の推進
- ③ 都市間交流・連携の推進
 - 隣接する都市との交流・連携
 - 長岡市(寺泊地区)との友好親善都市交流
 - 防災・医療分野での連携の強化
 - 課題を共有した都市との情報交換と交流・連携
 - 市民、団体、NPOなどによる民間交流活動への支援

※NPO

Non Profit Organization の略で、民間や一般の市民により自主的に構成された営利を目的としない活動を行う組織のこと。



※国際化事業

国際化を目的に実施される事業。本市では、多文化共生推進懇話会、国際化推進ボランティア会議、世界の料理・屋台村、外国人のための法律相談、外国人相談窓口、国際化推進フェスタ、多文化理解市民講座を実施している。

※国際交流事業

国際交流を目的に実施される事業。本市では、国際交流のつどい、スプリングフィールド市交流事業、馬鹿山市交流事業、国際児童絵画展、国際映画祭、日本語教室、姉妹・友好都市国際交流パネル展を実施している。

まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)	解説・算出方法など
国際化事業の参加者数 [*]	4,372人	4,500人	多文化共生による地域での国際化を目的に実施される事業に参加した人数
国際交流事業の参加者数 [*]	3,689人	4,200人	国際姉妹都市・友好都市をはじめとする世界との交流を通して豊かな国際感覚を養うことを目的に実施される事業に参加した人数